

第128回 定時株主総会招集ご通知

株主総会にご出席の株主様へのお土産
のご用意はございません。何卒ご理解
の程よろしくお願い申し上げます。

日 時

2025年 6 月25 日（水曜日）午前10時

場 所

広島県大竹市明治新開 1 番 7
当社広島本社 3 階大会議室

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役7名選任の件
- 第 3 号議案 監査役1名選任の件
- 第 4 号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第 5 号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬改定の件

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時まで

目 次

■ 第128回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第 1 号議案 剰余金の処分の件	5
第 2 号議案 取締役7名選任の件	6
第 3 号議案 監査役1名選任の件	13
第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件	14
第 5 号議案 取締役に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬改 定の件	15
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	39
■ 監査報告書	41

法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一
部を除いた書面をご送付しております。
ご送付している書面の目次、項番、参照頁は電子提供措置
事項と同一となっておりますのでご了承ください。

中国塗料株式会社

証券コード：4617

(証券コード4617)
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

広島県大竹市明治新開 1 番 7

中国塗料株式会社

代表取締役社長 伊 達 健 士

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第128回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

http://www.cmp.co.jp/ir/annual_meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席以外にも、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使のご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島県大竹市明治新開1番7 当社広島本社 3階大会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第128期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第128期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会の決議内容につきましては、書面での発送に代え、本株主総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎ ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2025年6月25日（水）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

＜代理人により議決権を行使される場合＞

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合

▶ 郵 送



行使期限 2025年6月24日（火）午後5時

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主様の個人情報を保護するための「記載面保護シール」を同封しております。議決権行使書のご返送の際にご使用ください。

▶ インターネット



行使期限 2025年6月24日（火）午後5時

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次頁をご覧ください。

議決権行使書において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面（議決権行使書用紙）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

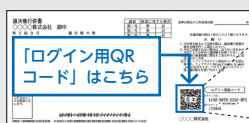
当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。
なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



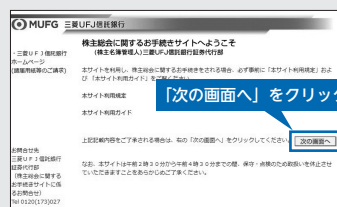
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

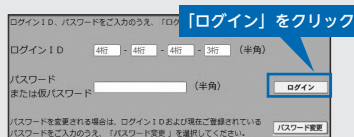


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- インターネットによる議決権行使は、2025年6月24日（火曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。
- 議決権の不統一行使をされる場合
株主総会の日の3日前までに、その旨およびその理由を当社株主名簿管理人にご通知ください。

システム等に関するお問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、成長投資を最優先としつつ、余剰資金については積極的に株主還元を実施し、自己資本を適切にコントロールすることを基本方針としております。2021年4月を始期とする中期経営計画では、連結自己資本総還元率*（D&BOE）を中計期間平均で5%以上としており、さらに連結配当性向40%以上かつ1株当たり年間配当額の下限を35円としております。

また、2024年10月31日に開示した通り、配当額の算定にあたって一過性の利益要因を極力排除し、安定的かつ持続的な株主還元の拡大を図るため、以下の通り新たに特例を設けております。

特例適用期間	2025年3月期から2026年3月期（中期経営計画最終年度）まで
特例適用の条件	当該期の特別損益合計額（純額）が+10億円以上
特例措置の内容①	親会社株主に帰属する当期純利益から特別損益合計額を控除した額を配当原資とみなし、その40%相当分以上を配当とする。
特例措置の内容②	親会社株主に帰属する当期純利益から控除した特別損益合計額の40%に相当する額は、翌年度の自己株式取得資金に充当する

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき安定配当も重視して、年間配当額を1株当たり97円とし、2024年12月3日付で実施した1株当たり40円の間配当を控除した57円とさせていただきますと存じます。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 総額 57円 2,825,965,608円 (この結果、中間配当金を含めた年間配当金は、1株につき97円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日

※連結自己資本総還元率 =
$$\frac{\text{当該年度の配当金額} + \text{当該年度の自己株式取得額}}{\text{当該年度の連結自己資本 [期首・期末平均]}}$$

第2号議案 取締役7名選任の件

現取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに1名を追加し取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、その決定プロセスの独立性と客観性を高めるため、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める「指名諮問委員会」の答申に基づいて、取締役会にて決定しております。

候補者 番号	氏 名	性別	現在の地位	取締役会 出席状況
1	伊 達 けん し 再 任	男性	代表取締役社長	11回/11回
2	田 中 ひで ゆき 再 任	男性	常務取締役 技術・生産担当	11回/11回
3	こ ばやし かつ のり 再 任	男性	常務取締役 管理・コンプライアンス担当	11回/11回
4	し みず たか お 夫 再 任	男性	取締役 経営戦略担当	11回/11回
5	いな み とし ふみ 再 任 社 外 独 立	男性	社外取締役	11回/11回
6	もん でん あき こ 再 任 社 外 独 立	女性	社外取締役	11回/11回
7	く どう たくみ 新 任 社 外 独 立	男性		—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲見俊文氏、門伝明子氏及び工藤匠氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 稲見俊文氏、門伝明子氏及び工藤匠氏は、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
4. 門伝明子氏の戸籍上の氏名は、浅井明子であります。
5. 稲見俊文氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となり、門伝明子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、定款の規定に基づいて、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は本定時株主総会招集ご通知29頁の「3-(2)責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。社外取締役候補者の就任または再任をご承認いただいた場合には、当社は各社外取締役候補者との間で当該責任限定契約を締結又は継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容の概要は本定時株主総会招集ご通知29頁の「3-(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

だ て けん し
伊 達 健 士

(1970年11月21日生・男性)

再 任

■ 所有する当社の株式の数：54,600株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1995年 4 月 当社入社

2018年 7 月 当社執行役員 営業本部長

2012年 3 月 Chugoku Paints B.V. 取締役社長

2020年 7 月 当社上席執行役員 営業本部長

2017年 6 月 営業本部 副本部長

2021年 6 月 当社代表取締役社長 兼 営業本部長

2018年 4 月 営業本部長

2023年 4 月 当社代表取締役社長（現在）

〔取締役候補者とした理由〕

当社の海外における主要営業拠点の責任者を務めた後、2018年からは執行役員 営業本部長として営業部門全体を統括するなど、当社の事業や組織運営に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

た なか ひで ゆき
田 中 秀 幸

(1965年8月7日生・男性)

再 任

■ 所有する当社の株式の数：43,600株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1988年 4 月 当社入社

2017年 4 月 当社執行役員 技術生産本部長 兼 研究開発第二部長

2008年 4 月 船舶塗料事業本部 技術センター

2017年 6 月 当社取締役 技術生産本部長

防汚技術部 マリン機能商品グループ

2018年 4 月 当社取締役 技術本部長

リーダー 兼 研究開発本部 研究セン

2021年 6 月 当社常務取締役 技術本部長

ター 第三グループリーダー

2022年 4 月 当社常務取締役 技術本部長 兼 生産本部長

2011年 4 月 技術本部 研究開発部 開発第二

グループリーダー

2015年 7 月 当社執行役員 技術生産本部 副本

2023年 4 月 当社常務取締役 技術本部長

部長 兼 研究開発第二部長

2025年 4 月 当社常務取締役 技術・生産担当（現在）

〔取締役候補者とした理由〕

当社において長年にわたり技術部門で研究開発業務に従事しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

こ ばやし かつ のり
小 林 克 徳

(1965年11月16日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：30,800株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1990年 4 月	当社入社	2022年 4 月	当社執行役員 管理本部長 兼 財務部長 兼 海外管理部長 兼 情報システム部長
2014年 12月	管理本部 財務部長	2022年 6 月	当社取締役 管理本部長
2020年 7 月	当社執行役員 管理本部 副本部長 兼 財務部長	2024年 6 月	当社常務取締役 管理本部長
2022年 3 月	当社執行役員 管理本部 副本部長 兼 財務部長 兼 海外管理部長	2025年 4 月	当社常務取締役 管理・コンプライアンス担当 (現在)

〔取締役候補者とした理由〕

当社において海外での勤務経験を含め長年にわたり管理部門で様々な業務に従事しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

し みず たか お
清 水 貴 夫

(1962年 8 月28日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：11,500株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1985年 4 月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	2020年 7 月	当社上席執行役員 管理本部 副本部長 兼 経営企画部長
2011年 5 月	同行 資産監査部 米州資産監査室長	2023年 6 月	当社取締役 管理本部 副本部長 兼 経営企画部長
2014年 9 月	当社 管理本部 参事	2024年 4 月	当社取締役 管理本部 副本部長 経営戦略担当
2015年 1 月	管理本部 経営企画部長	2025年 4 月	当社取締役 経営戦略担当 (現在)
2018年 4 月	管理本部 副本部長 兼 経営企画部長		
2018年 7 月	当社執行役員 管理本部 副本部長 兼 経営企画部長		

〔取締役候補者とした理由〕

長年にわたる金融機関での実務経験に伴う財務および会計における豊富な経験と知識を有しており、当社入社後は、管理部門において中期経営計画や資本政策の立案、推進にあたり主導的役割を担う等、その実績、能力、豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

いな み とし ふみ
稲 見 俊 文

(1951年11月3日生・男性)

再任

社外

独立

■ 所有する当社の株式の数：2,200株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：共栄タンカー株式会社 社外取締役（監査等委員）

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1974年 4 月 三菱商事株式会社 入社
1999年 7 月 ドイツ三菱副社長・機械部長・ウィ
ーン首席
2004年 4 月 三菱商事株式会社 本社船舶部長
2006年 5 月 同社 マニラ支店長

2007年 4 月 同社 理事
2011年 6 月 三菱鉱石輸送株式会社 代表取締役社
長

2014年 1 月 Wallenius Wilhelmsen Logistics
A/S 日本支社長
2019年 1 月 シティコンピュータ株式会社 顧問
(現在)
2021年 6 月 共栄タンカー株式会社 社外取締役
(監査等委員) (現在)
2022年 6 月 当社社外取締役 (現在)

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕

企業経営者ならびに社外取締役として豊かな経験と高い見識を有しており、それらに基づくグローバルかつ経
営的視点を活かした監督や独立した立場からの有用な助言を受けられるものと期待し、社外取締役候補者とし
ております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的な立場での役員候補者の選定
や、役員報酬等の決定に関与していただく予定です。

〔社外取締役候補者の独立性について〕

共栄タンカー株式会社は当社の取引先ですが、特定関係事業者には該当せず、また同氏と当社グループの間
には取引関係が無いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。

候補者
番号

6

もん でん あき こ
門 伝 明 子

(1977年3月22日生・女性)

再任

社外

独立

■ 所有する当社の株式の数：4,300株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：燕総合法律事務所 パートナー

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
TMI総合法律事務所入所2004年10月 外務省経済局国際貿易課WTO紛争処
理室勤務（任期付公務員）

2007年4月 TMI総合法律事務所復帰

2010年1月 同所 パートナー

2010年11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事
業 パートナー

2011年1月 外務省契約監視委員会委員（現在）

2014年4月 二重橋法律事務所（現 祝田法律事
務所）パートナー

2015年6月 UTグループ株式会社 社外取締役

2016年10月 エンデバー法律事務所 パートナー

2023年6月 当社社外取締役（現在）

2025年3月 燕総合法律事務所 パートナー
（現在）

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊かな経験と高い見識を有しており、それらに基づく法的見地を活かした監督や独立した立場からの有用な助言を受けられるものと期待し、社外取締役候補者としております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的な立場での役員候補者の選定や、役員報酬等の決定に関与していただく予定です。

〔社外取締役候補者の独立性について〕

同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係が無く、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。

候補者
番号

7

く どう
工 藤たくみ
匠

(1960年12月10日生・男性)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数：3,000株

取締役会の出席状況：－

重要な兼職の状況：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
ホールセール企画部 エグゼクティブアドバイザー

略歴ならびに当社における地位および担当

1983年 4 月 三井物産株式会社 入社
2002年 10月 同社 アテネ事務所所長
2009年 10月 東洋船舶株式会社 社外監査役
三井物産エアロスペース株式会社 社
外監査役
2013年 10月 欧州三井物産株式会社 上級副社長・
機械輸送システム商品本部長
2015年 10月 OMC Shipping Pte.Ltd.取締役社長

2018年 7 月 三井物産株式会社 モビリティ第二
本部 参与
2019年 7 月 東洋船舶株式会社 執行役員コーポ
レート本部長
2020年 4 月 同社 執行役員 運航本部長
2022年 8 月 三井住友トラスト・パナソニックフ
ァイナンス株式会社 ホールセール
企画部 エグゼクティブアドバイザ
ー (現在)

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕

同氏は、大手総合商社およびそのグループにおいて、国内外で責任者を務めたほか、監査業務にも携わっており、豊富な事業経験と高い見識を有しております。そのため、それらに基づくグローバルかつ経営的視点を活かした監督や独立した立場からの有用な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

〔社外取締役候補者の独立性について〕

同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係が無く、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。

ご参考 取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者 番号	氏名		企業経営・ 組織運営	グローバル	研究・開発	営業・マー ケティング	財務・会計	法務・ リスク管理
1	伊達 健士	社内	○	○		○		
2	田中 秀幸	社内	○		○			
3	小林 克徳	社内	○	○			○	○
4	清水 貴夫	社内		○			○	○
5	稲見 俊文	社外	○	○		○		
6	門伝 明子	社外		○				○
7	工藤 匠	社外	○	○		○		○

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 牛田敦士氏が退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次の通りであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

えの 本 達 朗 (1963年2月17日生・男性) **新任**

■ 所有する当社の株式の数： 3,345株

■ 取締役会の出席状況： —

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 監査役会の出席状況： —

■ 略歴ならびに当社における地位

1985年 4 月 当社入社

2019年10月 CHUGOKU MARINE PAINTS
(Shanghai),Ltd. 董事長 兼 総経理

2009年 4 月 営業本部 国内営業統括部 四国支店
長 兼 同支店 丸亀営業所長

2021年11月 営業本部 戦略企画部 副部長

2011年 7 月 営業本部 国内営業統括部 東京支店
支店長

2023年 4 月 営業本部 戦略企画部 副部長 兼 監
査室（現在）

〔監査役候補者とした理由〕

同氏は、当社国内主要営業拠点ならびに海外拠点の責任者を努めた後、2021年からはグループ全体の営業を統括する業務のほか、内部監査業務にも携わっております。当社の事業と組織運営に豊富な経験と知見を有していることから、当社の監査機能強化に資するものと判断し、監査役候補者としております。

（注） 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容の概要は本定時株主総会招集ご通知29頁の「3-(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、現在の補欠監査役選任の効力が失効しますので、監査役の現員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

あらい かわ たか のり
洗 川 孝 典 (1959年8月8日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数： 0株

■ 重要な兼職の状況：税理士

■ 略歴ならびに当社における地位

1979年 4 月	大阪国税局入局	2019年 7 月	同局 徴収部 部長
2014年 7 月	出雲税務署長	2020年 7 月	同局退職
2015年 7 月	広島国税局 総務部 企画課 課長	2020年 8 月	税理士登録・開業（現在）
2016年 7 月	同局 総務部 総務課 課長	2023年 6 月	当社補欠監査役（現在）
2018年 7 月	同局 総務部 次長		

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 洗川孝典氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役となる補欠の監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任する際には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、財務および会計に関する幅広い知識と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、候補者としております。
3. 当社は、洗川孝典氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。洗川孝典氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認を頂いております。また、2018年6月21日開催の第121回定時株主総会において、上記報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式付与のために当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して支給する金銭債権の総額及び当社が発行又は処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額100百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）以内及び年10万株以内としてご承認をいただいております。

今般、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の内容を以下の通り改定させていただきたいと存じます。

具体的には、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限の解除条件とする「在籍要件型譲渡制限付株式」、及び当該条件に加えてROEその他当社の取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績要件型譲渡制限付株式」の2種類の譲渡制限付株式による本制度の構成を見直し、当社における一定期間の継続した勤務のみを譲渡制限の解除条件とすることといたします。

また、譲渡制限期間については、「在籍要件型譲渡制限付株式においては譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、業績要件型譲渡制限付株式においては本割当契約により割当てを受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいておりますが、「本割当契約により割当てを受けた日より30年間」に変更いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても必要な修正を加えることとなります。

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法については、対象取締役の報酬として支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける従来の方法に、対象取締役の報酬として当社の普通株式と引換えにする金銭の払い込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法を追加し、いずれかの方法により当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといいたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬額である年額450百万円以内の範囲にて年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といいたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せず当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払い込みを要しないものといいたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社の普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといいたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数に変更はなく、年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といいたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、取締役会において決定いたします。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権を支給する場合の当該金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む本割当契約を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう当該方針を一部変更する予定です。）、その他諸般の事情考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 - (1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、主要国においてインフレがピークを越えて落ち着き始めたことから、利下げ等の金融緩和策が導入され、全体として緩やかな成長基調となりました。一方で、中東や東欧における地政学リスクや米中経済の先行き不透明感といった課題は依然として解消されず、不確実性の高い状況が続きました。

そうした中、当社グループの主力である船舶用塗料分野において、新造船向けでは、韓国を中心に大型コンテナ船やタンカー向けの出荷量が大幅に増加したことや、製造コストに見合った販売価格の適正化を行ったこと等により、全体として売上高は増加しました。修繕船向けにおいても、IMO（国際海事機関）燃費規制への対応を始めとする船舶のCO₂排出量削減への動きを受け世界的に高性能船底防汚塗料への需要が高まるなか、当社グループ全体で高付加価値製品の販売を推進したことから、欧州や東南アジアを中心に堅調に推移しました。工業用塗料分野では、東南アジアにおいて重防食向けが堅調に推移したことにより売上高が増加しました。コンテナ用塗料分野では、東南アジアにおいて一定のシェアを確保するも、米国における減少分を吸収できず、売上は微増にとどまりました。なお、海外では全ての分野において、円安となった為替の影響が追い風となりました。

損益面では、国内外で原材料調達コストや運送費等の販売経費が増大し、人財への投資も拡大するなか、製造コストに見合った販売価格の適正化に努めたほか、高付加価値製品や環境対応型製品の拡販にも継続して取り組んだことにより、収益性が向上しました。また、特別利益として上海第2工場の譲渡等による固定資産売却益2,500百万円を計上した一方、特別損失として国内で保有する不動産等に係る減損損失928百万円を計上いたしました。

以上の結果、当期における当社グループの売上高は131,152百万円（前期比12.9%増）、営業利益は15,381百万円（同26.2%増）、経常利益は16,481百万円（同26.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,721百万円（同38.7%増）となりました。

1 - (2) 主要な事業内容

当社グループは、塗料の製造販売を主たる事業としております。

製品分野	主要製品	当期の売上高（百万円）
船舶用塗料	大型船舶用塗料、プレジャーボート用塗料、漁船用塗料	115,447 (前期比13.9%増)
工業用塗料	建材用塗料（フローリング等）、重防食塗料（橋梁、プラント等）	13,518 (前期比6.4%増)
コンテナ用塗料	コンテナボックス用塗料	1,866 (前期比2.1%増)

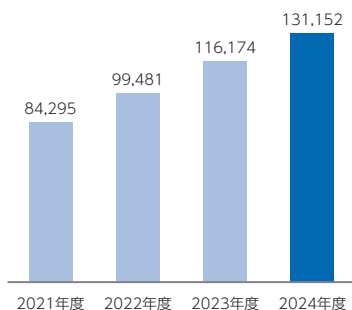
1 - (3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第125期 (2021年度)	第126期 (2022年度)	第127期 (2023年度)	第128期 (2024年度)
売 上 高 (百万円)	84,295	99,481	116,174	131,152
営 業 利 益 (百万円)	687	3,887	12,185	15,381
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	257	3,848	9,892	13,721
1 株当たり当期純利益 (円)	4.92	76.69	199.60	276.78
総 資 産 (百万円)	104,618	112,747	132,404	144,777
純 資 産 (百万円)	60,039	63,130	76,175	89,435
1 株当たり純資産額 (円)	1,089.33	1,174.01	1,422.60	1,684.84

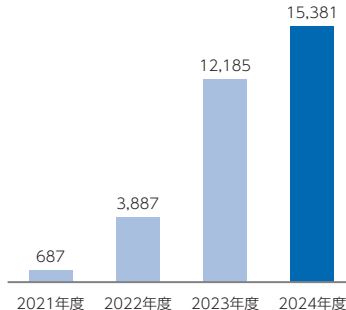
(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 第128期の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

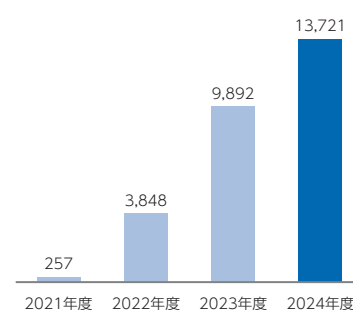
売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



1 - (4) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

- ① 当社
東京本社 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
広島本社 (当社本店) 広島県大竹市明治新開1番7
支 店 大阪支店 (大阪府大阪市西区)
工 場 滋賀工場 (滋賀県野洲市)、九州工場 (佐賀県神埼郡吉野ヶ里町)
研 究 所 大竹研究所 (広島県大竹市)、滋賀研究所 (滋賀県野洲市)
- ② 主な子会社
大竹明新化学株式会社 広島県大竹市
神戸ペイント株式会社 兵庫県加古郡稲美町
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong) , Ltd. 香港
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai) , Ltd. 中国 上海市
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guangdong) , Ltd. 中国 広東省
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd. 韓国 金海市
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd. シンガポール
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd. マレーシア ジョホール州
TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd. タイ バンコク
CHUGOKU PAINTS B.V. オランダ ハイニンゲン

1 - (5) 従業員の状況

(2025年3月31日現在)

地 域 別	従 業 員 数		前期末比増減	
日 本	651	(89) 名	9名増	(2名増)
中 国	490	(14) 名	12名増	(2名増)
韓 国	189	(52) 名	11名増	(25名増)
東南アジア	636	(26) 名	6名減	(2名増)
欧州・米国	171	(44) 名	7名増	(6名減)
合 計	2,137	(225) 名	33名増	(25名増)

- (注) 1. 従業員数に顧問および嘱託を含めております。
2. 派遣社員および臨時社員については、期中平均人数を四捨五入により算出し、括弧書きにて外数で表示しております。
3. 上記の他、企業集団外への出向者が1名おります。

1 - (6) 主要な借入先および借入額

(2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,153百万円
株式会社みずほ銀行	4,744百万円
株式会社広島銀行	4,350百万円
株式会社三井住友銀行	1,283百万円

1 - (7) 設備投資等の状況

当社グループが当期に実施した設備投資の総額は2,169百万円となりました。その主なものは、国内外の既存工場設備の増強、維持更新であります。

1 - (8) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

1 - (9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1 - (10) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

1 - (11) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1 - (12) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

1 - (13) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
国 大竹明新化学株式会社	84百万円	100.00	塗料原料製造販売
内 神戸ペイント株式会社	400百万円	100.00	塗料製造販売
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong) , Ltd.	66百万USD	100.00	塗料販売
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai) , Ltd.	532百万CNY	100.00	塗料製造販売
海 CHUGOKU MARINE PAINTS (Guangdong) , Ltd.	69百万CNY	100.00	塗料製造販売
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	3,807百万KRW	68.18	塗料製造販売
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	10百万SGD	100.00	塗料製造販売
外 CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	32百万MYR	100.00	塗料製造販売
TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.	140百万THB	49.00	塗料製造販売
CHUGOKU PAINTS B.V.	36百万EUR	100.00	塗料製造販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、23社（間接所有子会社を含む）であります。
2. 当社の議決権比率には、間接所有を含んでおります。
3. TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.は、当社の議決権比率が49.00%であります。実質的な支配力を勘案して連結子会社としております。
4. 決算日が12月31日の関係会社については、直近の期末12月31日時点の状況を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社はありません。

1 - (14) 対処すべき課題

＜中期経営計画「CMP New Century Plan 2」の進捗について＞

当社グループでは、サステナブル経営を推進し、地球環境や社会の諸課題の解決に貢献することにより創出される社会的価値と事業活動の結果生み出される利益等の経済的価値双方の極大化を実現すべく、従来の長期ビジョンの内容を改定するとともに、2021～2025年度（5年間）の中期経営計画「CMP New Century Plan 2」（以下「本中計」）を2021年5月に公表いたしました。

長期ビジョンのキーメッセージは、「**サステナブルで高収益なグローバル・ニッチ・トップ企業**」とし、船舶用塗料の販売シェア及びその中核となる船底防汚塗料の供給による船舶の温暖化ガス削減貢献という両面で世界トップとなることを主眼としております。

本中計は、長期ビジョンの実現に向けて経営の変革を進め、価値創造の基盤をつくることを主な目的としており、そのために、「環境・社会貢献による提供価値拡大」、「利益体質の改善と安定化」、「組織基盤の整備」、「積極的な株主還元と資本効率向上」という4つの基本方針（重点テーマ）を設定いたしました。

【基本方針（重点テーマ）】

①環境・社会貢献による提供価値拡大	②利益体質の改善と安定化	④積極的な株主還元と資本効率向上
環境・社会貢献につながるビジネスを伸長させ、社会的価値の創出を推進。その結果として、経済的価値の源泉となる売上高の拡大を図る。	様々なアプローチから持続的な収益性の向上を図るとともに、事業環境の変化による利益水準の変動を抑制し、経済的価値を安定的に創出する。	収益性向上と積極的な株主還元による自己資本コントロールによりROEを改善する。
③組織基盤の整備		
①、②を支える人財のパフォーマンス向上や経営管理機能の強化を通じて、永続的な成長に資する価値創造の基盤を確立する。		

これらの基本方針に沿った戦略・施策を各部門で実行していくことで、本中計の目的達成と長期ビジョンの実現を目指してまいります。

本中計の4年目であった2024年度における主な取り組み状況は以下の通りです。

① 環境・社会貢献による提供価値拡大

主には、温暖化ガス及び揮発性有機化合物（VOC）の削減につながる製品の拡販に努めました。その結果、高性能船底防汚塗料の供給による温暖化ガスの削減貢献量は153万トン（中計目標に対する比率：118%）、低VOC塗料の拡販によるVOCの排出削減量は3,234トン（同：63%）となりました。

② 利益体質の改善と安定化

製造コストに見合った販売価格の改定や高付加価値製品の拡販に取り組み、採算を改善いたしました。また、原材料調達における価格変動リスクの抑制に向けて、一部の原材料で金融ヘッジ手法の活用を2023年度から開始しておりますが、市場価格が目標水準まで下落することがなかったため、実行には至りませんでした。

③ 組織基盤の整備

サステナビリティ委員会にて、温室効果ガスの排出削減をはじめとする様々なサステナビリティ課題に取り組みました。人財のパフォーマンス向上に関しては、本格的な人的資本経営にシフトすべく2024年4月に人財戦略を策定いたしました。また、人財戦略に基づいた人事制度改革に着手したほか、教育・研修制度の充実やオフィス環境の整備を推進いたしました。

④ 積極的な株主還元と資本効率向上

株主還元方針に基づき、1株当たり年間配当金は2023年度に比べ17円増配となる97円を予定しております。その結果、本中計で株主還元の基準としている連結自己資本総還元率（D&BOE）は6.2%となる見込みです。

2025年度も、長期ビジョン及び本中計のもとサステナブル経営を推進し、社会的価値の拡大も含めた中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

1 - (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

2- (1) 発行可能株式総数	277,630,000株
2- (2) 発行済株式の総数	55,000,000株 (自己株式5,421,656株を含む。)
2- (3) 株 主 数	12,986名
2- (4) 単元株式数	100株
2- (5) 大 株 主	

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,636	13.39%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,065	8.20%
株式会社広島銀行	2,429	4.90%
明治安田生命保険相互会社	2,000	4.03%
今治造船株式会社	1,807	3.65%
株式会社三菱UFJ銀行	1,553	3.13%
正栄汽船株式会社	1,300	2.62%
中国塗料取引先持株会	1,290	2.60%
株式会社みずほ銀行	1,000	2.02%
THE BANK OF NEW YORK 133612	909	1.83%

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式5,421,656株を所有しておりますが、上記の大株主 (上位10名) の中には含めておりません。

2- (6) 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりであります。

当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度における在籍要件型および業績要件型譲渡制限付株式であり、対象取締役4名に対し、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除するものです。なお、各要件における譲渡制限期間は以下のとおりです。

在籍要件型：2024年7月31日～2027年7月30日

業績要件型：2024年7月31日～2026年7月29日

役 員 区 分	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役（社外取締役を除く）	10,700	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2- (7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

3-(1) 取締役および監査役の氏名等

2025年3月31日現在の取締役および監査役は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	伊 達 健 士	
常 務 取 締 役	田 中 秀 幸	技術本部長
常 務 取 締 役	小 林 克 徳	管理本部長
取 締 役	清 水 貴 夫	管理本部 副本部長 経営戦略担当
取 締 役	稲 見 俊 文	共栄タンカー株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	門 伝 明 子	燕総合法律事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	牛 田 敦 士	
常 勤 監 査 役	横 関 純 一	
監 査 役	山 田 希 恵	アイル監査法人 パートナー（公認会計士）、税理士
監 査 役	中 村 哲 治	税理士

- (注) 1. 取締役 稲見俊文氏および門伝明子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 山田希恵氏および中村哲治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、山田氏は公認会計士資格および税理士資格を、中村氏は税理士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 稲見俊文氏および門伝明子氏ならびに監査役 山田希恵氏および中村哲治氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 重要な兼職先と当社との間で特別の利害関係はありません。

執行役員の氏名等

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
上席執行役員	沖 本 洋 幸	技術本部 副本部長 兼 防汚技術部長
上席執行役員	秋 山 耕 司	営業本部長
執 行 役 員	光 田 昌 孝	営業本部 副本部長 兼 営業統括部長（船舶担当）
執 行 役 員	斉 藤 誠	技術本部 副本部長 兼 機能性防食技術第二部長
執 行 役 員	仲 村 新 二	管理本部 副本部長
執 行 役 員	北 焼 素	生産本部長

3- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うに当たり善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨を定めた契約を締結しております。

3- (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社グループにおける全ての子会社の取締役および監査役ならびに執行役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

3- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下のとおりです。

①基本方針

- 取締役の役割や貢献度に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- 持続的な企業価値向上へのインセンティブとして機能し、株主との価値共有が促進される報酬体系とします。
- 報酬体系や報酬水準等の決定にあたっては、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会の審議を経ることで客観性と合理性を確保します。

②報酬体系

上記基本方針に則り、基本報酬、年次インセンティブ、中長期インセンティブの3区分で構成されております。なお、社外取締役については、その職務の特性に鑑み、基本報酬のみを支給するものといたします。

区 分	種 別	対 価	構成比
a. 基本報酬	固定	現金	69%程度
b. 年次インセンティブ	変動(業績連動、ESG指標連動)	現金	21%程度
c. 中長期インセンティブ	変動 (一部業績連動)	株式	10%程度

※構成比は年次インセンティブが100%支給された場合の総額比

③ 各報酬の内容

a. 基本報酬

月次の固定報酬とし、個別の支給額は各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。なお、使用人兼務取締役への使用人分給与は不支給といたします。

b. 年次インセンティブ

1.業績連動

単年度の業績数値に応じて支給額が変動する現金報酬で、業績が一定の水準に達した場合に当該年度終了後の一定の時期に支給することとし、算定方法は以下のとおりです。

<算定式>

年次インセンティブ支給額 = 役職別基準額 × 業績係数

<役職別基準額>

各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。

<業績係数>

連動指標は、取締役と株主との価値共有推進の観点から、株主価値に直結する業績指標として、当該期の親会社株主に帰属する当期純利益額としております。各年度における具体的な業績係数テーブルについては、当該年度の6月までに決定いたします。

2.ESG指標連動

単年度のESG指標に応じて支給額が変動する現金報酬で、温室効果ガスの削減率(Scope1+2/2021年度基準)が一定の水準に達した場合に当該年度終了後の一定の時期に支給することとし、算定方法は以下のとおりです。

<算定式>

年次インセンティブ支給額 = 役職別基準額 × ESG指標係数

<役職別基準額>

各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。

<ESG指標係数>

ESG指標はCMPグループにおける温室効果ガス排出量の削減率(Scope1+2/2021年度基準)としております。各年度における具体的なESG指標係数テーブルについては、当該年度の6月までに決定いたします。

c. 中長期インセンティブ

2018年6月21日開催の第121回定時株主総会において承認された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を活用し、当社の普通株式で支給いたします。本制度は、対象取締役について一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍要件型譲渡制限付株式」、及び当該要件に加えて、一定の業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績要件型譲渡制限付株式」により構成されており、在籍要件型は毎年一定の時期に支給いたします。業績要件型については、当該報酬が中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての機能をより高められるよう、譲渡制限の解除条件となる業績指標として中期経営計画等における中長期の業績目標を設定することを原則としているため、中期経営計画等の策定期間に合わせて数年に一度支給することになります（新任取締役は就任時に支給）。なお、個別の支給額（付与株数）は各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。

④ 取締役報酬の内容の決定手続き

個人別報酬の内容を含む取締役報酬に関する全ての事項については、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、取締役会の決議により定めることとしております。

3- (5) 当事業年度における業績連動報酬等に関する事項

① 年次インセンティブ

1.業績連動

当事業年度の支給額算定に用いる業績係数は、親会社株主に帰属する当期純利益額9,000百万円～11,000百万円を目標として、目標達成度に応じて0%～125%の範囲で変動する設定としておりましたが、実績が13,721百万円となったことから125%となりました。

2.ESG指標連動

当事業年度の支給額算定に用いるESG指標連係数は、CMPグループにおける温室効果ガス排出量の削減量(Scope1+2/2021年度基準)が10%以上20%未満を100%とし、目標達成度に応じて0%～125%の範囲で変動する設定としておりましたが、実績が38%となったことから125%となりました。

② 中長期インセンティブ（うち業績要件型譲渡制限付株式部分）

該当事項はありません。

3-(6) 取締役および監査役の報酬等の総額および員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
			基本報酬	業績連動報酬 (年次インセン ティブ)	
取締役 (うち社外取締役)	271 (15)	181 (15)	66 (一)	23 (一)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	50 (15)	50 (15)	— (一)	— (一)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	321 (31)	232 (31)	66 (一)	23 (一)	11 (4)

- (注) 1. 上記の員数には、2024年6月26日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額450百万円以内（当時の取締役の員数：14名、使用人給与分は含まない。）と決議いただいております。なお、この報酬限度額には、2018年6月21日開催の第121回定時株主総会において決議いただいております取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬（年額100百万円以内、当時の対象取締役の員数：4名）を含んでおります。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額100百万円以内（当時の監査役の員数：4名）と決議いただいております。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該報酬の内容については、「3-(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針」及び「3-(5) 当事業年度における業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。また、金額欄には当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

3-(7) 取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め審議しており、報酬諮問委員会の審議、答申内容を踏まえた上で、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

3- (8) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	稲 見 俊 文	当事業年度に開催された11回の取締役会全てに出席し、元企業経営者としての豊富な経営経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。指名諮問委員会の委員長を務め審議の充実等に主導的な役割を果たすとともに、報酬諮問委員として議論の活性化に向けて取り組んでおります。
取 締 役	門 伝 明 子	当事業年度に開催された11回の取締役会全てに出席し、弁護士としての豊富な経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。さらに報酬諮問委員会の委員長を務め制度の充実等に主導的な役割を果たすとともに、指名諮問委員として議論の活発化に向けて取り組んでおります。
監 査 役	山 田 希 恵	当事業年度に開催された11回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。
監 査 役	中 村 哲 治	当事業年度に開催された11回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、税理士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。

3- (9) その他社外役員に関する事項

主要取引先等特定関係事業者との関係その他に関する該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

4- (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

4- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人の報酬等の額 | 60百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4- (3) 子会社の監査に関する事項

当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けている当社の重要な子会社は次のとおりです。

会 社 名	監 査 法 人 名
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong) , Ltd.	Ernst & Young, Hong Kong
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai) , Ltd.	Ernst & Young, Shanghai
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guangdong) , Ltd.	Ernst & Young, Guangzhou
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	Ernst & Young, Seoul
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	Ernst & Young, Singapore
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	Ernst & Young, Johor Bahru
TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.	Ernst & Young, Thailand
CHUGOKU PAINTS B.V.	Ernst & Young, Rotterdam

4- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および支配に関する方針

会社の支配に関する基本方針

当社の企業価値を今後も一段と高めていくためには、株式上場会社として市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、塗料メーカーとしての当社の社会的存在意義や責任を理解せず、その結果ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案が出された場合には、当社は、提案者に対し必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆様がこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益と純資産額および比率については表示未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	108,373	流動負債	46,268
現金及び預金	36,768	支払手形及び買掛金	14,630
受取手形	1,943	電子記録債務	1,910
売掛金	34,088	短期借入金	17,086
電子記録債権	4,148	1年内返済予定の長期借入金	1,700
有価証券	954	リース債務	224
商品及び製品	15,697	未払金	3,870
仕掛品	813	未払費用	3,685
原材料及び貯蔵品	11,758	未払法人税等	1,647
その他	2,776	賞与引当金	265
貸倒引当金	△ 575	製品保証引当金	141
		その他	1,105
固定資産	36,403	固定負債	9,073
有形固定資産	24,599	長期借入金	1,000
建物及び構築物	5,470	リース債務	780
機械装置及び運搬具	4,199	繰延税金負債	2,586
工具、器具及び備品	797	再評価に係る繰延税金負債	1,975
土地	12,635	退職給付に係る負債	2,190
リース資産	1,361	その他	541
建設仮勘定	136		
無形固定資産	440	負債合計	55,342
投資その他の資産	11,363	(純資産の部)	
投資有価証券	8,229	株主資本	65,522
退職給付に係る資産	1,113	資本金	11,626
繰延税金資産	1,316	利益剰余金	58,787
その他	1,311	自己株式	△ 4,891
貸倒引当金	△ 607	その他の包括利益累計額	18,009
		その他有価証券評価差額金	3,867
資産合計	144,777	土地再評価差額金	3,125
		為替換算調整勘定	10,770
		退職給付に係る調整累計額	245
		非支配株主持分	5,903
		純資産合計	89,435
		負債及び純資産合計	144,777

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	131,152
売上原価	88,553
売上総利益	42,599
販売費及び一般管理費	27,217
営業利益	15,381
営業外収益	1,848
受取利息	548
受取配当金	344
受取ロイヤリティー	121
技術指導料	78
為替差益	323
不動産賃貸料	87
その他	343
営業外費用	748
支払利息	506
固定資産除却損	75
その他	166
経常利益	16,481
特別利益	2,694
固定資産売却益	2,500
投資有価証券売却益	5
その他	188
特別損失	947
固定資産売却損	0
減損損失	928
投資有価証券評価損	19
税金等調整前当期純利益	18,228
法人税、住民税及び事業税	3,260
法人税等調整額	△ 557
当期純利益	15,525
非支配株主に帰属する当期純利益	1,803
親会社株主に帰属する当期純利益	13,721

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,881	流動負債	22,943
現金及び預金	7,185	電子記録債務	1,761
受取手形	800	買掛金	5,512
売掛金	12,132	短期借入金	11,145
電子記録債権	3,883	1年内返済予定の長期借入金	1,700
商品及び製品	3,657	未払金	1,299
仕掛品	659	未払費用	856
原材料及び貯蔵品	1,604	未払法人税等	203
未収入金	1,790	その他	465
その他	168	固定負債	4,506
貸倒引当金	△ 1	長期借入金	1,000
固定資産	39,437	繰延税金負債	1,077
有形固定資産	14,083	再評価に係る繰延税金負債	1,975
建物	1,533	退職給付引当金	139
構築物	147	その他	314
機械及び装置	490	負債合計	27,449
車両運搬具	33	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	431	株主資本	37,067
土地	11,373	資本金	11,626
建設仮勘定	70	資本剰余金	21
無形固定資産	287	その他資本剰余金	21
投資その他の資産	25,066	利益剰余金	30,311
投資有価証券	7,823	利益準備金	2,212
関係会社株式	16,857	その他利益剰余金	28,099
その他	395	別途積立金	1,128
貸倒引当金	△ 10	繰越利益剰余金	26,970
		自己株式	△ 4,891
		評価・換算差額等	6,801
		その他有価証券評価差額金	3,675
		土地再評価差額金	3,125
		純資産合計	43,868
資産合計	71,318	負債及び純資産合計	71,318

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,684
売上原価	35,767
売上総利益	8,917
販売費及び一般管理費	9,188
営業損失 (△)	△ 271
営業外収益	9,258
受取利息	2
受取配当金	6,767
受取ロイヤリティー	1,853
その他	635
営業外費用	571
支払利息	142
外国源泉税	167
固定資産撤去費用	59
固定資産除却損	68
為替差損	104
その他	29
経常利益	8,415
特別利益	6
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	5
特別損失	941
減損損失	922
投資有価証券評価損	19
税引前当期純利益	7,480
法人税、住民税及び事業税	486
法人税等調整額	△ 431
当期純利益	7,426

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

中国塗料株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 晋 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国塗料株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

中国塗料株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣 持 宣 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 田 晋 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国塗料株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第１２８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査実施計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、２０２４年度監査方針および監査計画等に従い、web会議システム等も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容を確認いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

中国塗料株式会社	監査役会			
常勤監査役	牛	田	敦	士 ㊟
常勤監査役	横	関	純	一 ㊟
社外監査役	山	田	希	恵 ㊟
社外監査役	中	村	哲	治 ㊟

以上

第128回定時株主総会会場案内図



場所 広島県大竹市明治新開 1 番 7
 当社広島本社 3 階大会議室

交通

JR線	玖波駅 / 広島駅→玖波駅 (約37分)
	玖波駅 (東口) →会場 (徒歩約10分)
高速道路	大竹IC / 広島IC→大竹IC (約22分)
	大竹IC→会場 (約5分)



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
 植物油インキを使用しています。

電子提供措置の開始日2025年6月2日

書面交付請求省略事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

中国塗料株式会社

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針規程」（以下、「当規程」）を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 体制の整備に際しての取締役の責務

会社の取締役は、業務の適正を確保する体制の整備の決定に際して、次に掲げる事項に留意する。

- a. 株主の利益の最大化に寄与するものであること。
- b. 取締役その他の会社の業務を執行する者が法令および定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- c. 会社の業務および効率性の適正の確保に向けた株主または会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- d. 会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- e. 会社を巡る利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

② 会社において決議等の対象となる体制の内容

会社における業務の適正を確保する体制とは次のような体制をいう。

a. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行および意思決定に係わる情報は文書で保存し、その保存および管理は社内規則に則る。

b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、輸出管理等に係わる損失については、個々の損失の領域ごとに担当部署で、必要に応じ危険管理に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ロ. 新たに生じた損失への対応のため、必要に応じて社長から全社およびグループに示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ハ. 損失が現実化し、重要な損害の発生が予測される場合は、取締役および子会社取締役は速やかに取締役会に報告する。

- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社および会社の子会社から成るグループにおける業務の適正を確保するための体制等
下記の経営管理システムを用いて事業の推進に伴う損失を継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - イ. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、主要な取締役により構成する会議において審議する。
 - ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、中期的方針・施策に基づき全社およびグループの目標値を年度予算として策定し、各種会議を通じて全社およびグループベースでの業績管理を行う。
 - ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。
 - ニ. 法令遵守活動を行う各種チームを設置して、コンプライアンス体制や施策の充実に図る。
 - ホ. 従業員が取締役に直接通報する内部通報制度を設置し、通報従業員は就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。
 - ヘ. 会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役会が事前に受領し、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する。
 - ト. 子会社の重要な業務執行について決裁基準を設けるとともに、各子会社の経営方針を協議し、業務執行状況につき報告を受ける定例の会議体を設ける。
 - チ. 監査室による内部監査の対象には子会社を含める。
- d. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役および監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を十分検証するだけの専門性を有する使用人を置く。
- e. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役室の使用人の任命、配転、人事異動等雇用条件および人事考課に関して、予め監査役会の意見を聞く。
 - ロ. 取締役および会社のいかなる従業員も、監査役室の使用人による監査役の指示の履行を不当に妨げる行為を行ってはならない。

- f. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに子会社取締役、監査役、使用人等は会社もしくは会社の子会社において、

- イ. 著しい損害を及ぼす恐れや事実
- ロ. 信用を著しく失墜させる事態
- ハ. 内部管理の体制・手続等に関する重大な欠陥や問題
- ニ. 法令違反等の不正行為や重大な不当行為
- ホ. 重要な情報の開示

等を発見したとき、または発生したときは、直ちに常勤監査役に対し当該事実を報告する。

報告は、匿名によることもできるものとし、また報告した者はその報告を理由として、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

また、監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく常勤監査役に報告する。

一方、監査役はその職務の遂行に必要と判断したときは、上記に定めない事項といえども、取締役もしくは使用人に報告を求める。

- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の実効的監査のため、必要に応じ管理本部が補助する。
- ロ. 取締役は、監査役が監査の実施のために所要の費用の支出、費用の前払い、または支出した費用の償還その他の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

③ 事業報告における開示

会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当規程に規定する事項の決定または決議の概要を、事業報告の内容として開示する。

④ 業務の適正を確保するための体制に関する監査役等の監査

会社の監査役は、会社から当規程の事項を内容とする事業報告およびその附属明細書を受領し、監査の結果、当規程の事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨およびその理由を内容とする監査報告を作成する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制評価部門がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を組織し、年間2回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告された取組みにつきモニタリングしているほか、集合研修その他従業員教育の企画運営を通じグループ各社に対する指導を行っています。

③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を組織し、年間4回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告されたリスクアセスメントならびに損失の未然防止および早期復旧プランのレビューと指導を行うことにより、リスクマネジメント体制の実効性向上に努めております。

④ 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しております。なお、内部監査の実施に当たっては、常勤監査役と十分な協議の下に監査計画を立案するとともに、監査結果について代表取締役社長、取締役会及び監査役会に直接報告する体制を採用しております。

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	11,626	6	48,852	△ 4,902	55,582
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,263		△ 4,263
親会社株主に帰属 する当期純利益			13,721		13,721
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		14		11	26
利益剰余金から 資本剰余金への振替		163	△ 163		—
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△ 184			△ 184
土地再評価差額金取崩額			640		640
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 6	9,935	10	9,940
当 期 末 残 高	11,626	—	58,787	△ 4,891	65,522

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,795	3,798	6,941	398	14,933	5,659	76,175
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 4,263
親会社株主に帰属 する当期純利益							13,721
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							26
利益剰余金から 資本剰余金への振替							—
連結子会社株式の 取得による持分の増減							△ 184
土地再評価差額金取崩額							640
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	72	△ 673	3,828	△ 152	3,075	244	3,319
当 期 変 動 額 合 計	72	△ 673	3,828	△ 152	3,075	244	13,259
当 期 末 残 高	3,867	3,125	10,770	245	18,009	5,903	89,435

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称 大竹明新化学株式会社、神戸ペイント株式会社
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guangdong), Ltd.
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.
TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.
CHUGOKU PAINTS B.V.

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

神戸ペイント株式会社を除く連結子会社22社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上の必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）によっております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ …………… 時価法によっております。

③ 棚卸資産 …………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、IFRSを適用している一部の在外連結子会社については、IFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

売渡製品の保証期間に基づいて発生する補償費に備えるため、年間売上高に対する補償費の実績割合を勘案して計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、塗料の製造販売を主な事業としており、製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、製品の国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引については、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

一部の連結子会社は為替予約について振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

為替予約

外貨建金銭債権債務に係る為替相場の変動リスクを回避するために、必要な範囲内で利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時にリスク管理方法に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により、償却を行っております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べられる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「受取手形及び売掛金」に含めていた「受取手形」および「売掛金」は明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取手形」は4,434百万円、「売掛金」は32,393百万円であります。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は51百万円であります。

IV 会計上の見積りに関する注記

1. 神戸ペイント株式会社に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 ー 百万円、固定資産 1,953百万円

船舶用塗料を製造・販売している連結子会社の神戸ペイント株式会社が使用する土地及び製造設備等の資産グループ（連結貸借対照表計上額1,953百万円）について、市場価格の下落による減損の兆候を識別いたしましたが、営業活動から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングし、当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローが著しく低下した資産グループについては、固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として認識いたします。

② 主要な仮定

神戸ペイント株式会社の営業活動から生じる将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は販売数量及び売上総利益率の予測と事業計画後の成長率であり、販売数量は対象となる船舶の修繕サイクルを、売上総利益率は過去実績を基礎として推定し、成長率は船舶修繕市場の長期成長率を考慮して決定しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性が高く将来の経済状況及び会社の経営状況の影響を受けるため、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失が認識される恐れがあります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産1,316百万円（繰延税金負債との相殺前の金額1,785百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来の回収可能性を検討し、回収が確実と考えられる範囲内で認識しております。回収可能性は、当社及び子会社の課税所得の予想や税法、税率等現状入手可能な将来情報に基づき判断しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画の策定に用いた重要な仮定は販売数量であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性が高く将来の経済状況及び会社の経営状況の影響を受けるため、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える恐れがあります。

V 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 36,752百万円

2. 偶発債務

特約店への売上債権の回収に対する保証債務 449百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △4,570百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 1,267百万円

Ⅵ 連結損益計算書に関する注記

固定資産の減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所		用途	種類
日本	広島県	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、リース資産

当社グループは、原則として、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングしております。ただし、事業の用に供しない遊休資産等については個別物件単位にグルーピングしております。

上記資産については収益性が著しく低下しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（928百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物2百万円、機械装置及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品2百万円、土地922百万円、リース資産0百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

55,000,000株

2. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,280	46.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	1,983	40.00	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,825	57.00	2025年3月31日	2025年6月26日

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクについては、社内規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況をモニタリングすることにより、リスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

なお、デリバティブは通常の営業過程における輸出入取引による為替の変動リスクを軽減するため、成約高の範囲内で先物為替予約取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額614百万円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（＊1）	時価（＊1）	差額
(1) 受取手形	1,943	1,943	—
(2) 売掛金	34,088	34,088	—
(3) 電子記録債権	4,148	4,148	—
貸倒引当金（＊2）	(569)	(569)	—
	39,610	39,610	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,569	8,569	—
(5) 支払手形及び買掛金	(14,630)	(14,630)	—
(6) 電子記録債務	(1,910)	(1,910)	—
(7) 短期借入金	(17,086)	(17,086)	—
(8) デリバティブ取引（＊3）	(35)	(35)	—

（＊1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊2）受取手形及び売掛金、電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,569	—	—	8,569
資産計	8,569	—	—	8,569
デリバティブ取引（*）				
通貨関連	—	(35)	—	(35)
デリバティブ取引計	—	(35)	—	(35)

（*）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
受取手形	—	1,943	—	1,943
売掛金	—	34,088	—	34,088
電子記録債権	—	4,148	—	4,148
貸倒引当金（*）	—	(569)	—	(569)
	—	39,610	—	39,610
資産計	—	39,610	—	39,610
支払手形及び買掛金	—	14,630	—	14,630
電子記録債務	—	1,910	—	1,910
短期借入金	—	17,086	—	17,086
負債計	—	33,627	—	33,627

（*）受取手形及び売掛金、電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は通貨レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

IX 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,684円84銭
- 1 株当たり当期純利益 276円78銭

X 収益認識に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	日本	中国	韓国	東南アジア	欧州・米国	合計
船舶用塗料	36,661	19,634	19,261	11,665	28,224	115,447
工業用塗料	5,739	1,148	185	6,102	343	13,518
コンテナ用塗料	—	615	—	1,176	75	1,866
その他	320	—	—	—	—	320
顧客との契約から生じる収益	42,721	21,398	19,446	18,944	28,642	131,152
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	42,721	21,398	19,446	18,944	28,642	131,152

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

1 株当たり純資産額及び当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	11,626	6	6
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
利益準備金の積立			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
自己株式の処分		14	14
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	14	14
当 期 末 残 高	11,626	21	21

	株 主 資 本			金	
	利 益 剰 余 金				
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,786	1,128	23,592	26,507	
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,263	△ 4,263	
利益準備金の積立	426		△ 426	—	
当 期 純 利 益			7,426	7,426	
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩			640	640	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	426	—	3,377	3,803	
当 期 末 残 高	2,212	1,128	26,970	30,311	

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 4,902	33,238	3,710	3,798	7,509	40,747
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 4,263				△ 4,263
利益準備金の積立		—				—
当 期 純 利 益		7,426				7,426
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分	11	26				26
土地再評価差額金の取崩		640				640
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△ 35	△ 673	△ 708	△ 708
当 期 変 動 額 合 計	10	3,829	△ 35	△ 673	△ 708	3,120
当 期 末 残 高	△ 4,891	37,067	3,675	3,125	6,801	43,868

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法によっております。

(3) 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、塗料の製造販売を主な事業としており、製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、製品の国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

Ⅱ 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 ― 百万円、固定資産 1,697百万円

船舶用塗料を製造・販売している連結子会社の神戸ペイント株式会社に賃貸している土地等の資産グループ（貸借対照表計上額1,697百万円）について、市場価格の下落による減損の兆候を識別しましたが、賃貸料収入に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当事業年度において減損損失を計上しておりません。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングし、当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローが著しく低下した資産グループについては、固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

(2) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは現状の賃貸料収入が継続すると仮定して算定しております。

(3) 翌年度の計算書類に与える影響

神戸ペイント株式会社の業績悪化などから賃貸料が大幅に改定された場合、翌事業年度において減損損失が認識される恐れがあります。（神戸ペイント株式会社の将来収益力については、「連結注記表 Ⅳ 会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。）

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,814百万円
2. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
短期金銭債権	3,184百万円
短期金銭債務	3,359百万円
3. 偶発債務	
(1) 保証債務	
特約店への売上債権の回収に対する保証債務	449百万円
関係会社の銀行借入等に対する保証債務	5,769百万円
(2) 保証予約	
関係会社の銀行借入等に対する保証予約	58百万円
4. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。	
再評価を行った年月日	2000年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,570百万円

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	7,776百万円
仕入高	12,909百万円
販売費及び一般管理費	1,079百万円
営業取引以外の取引高	8,678百万円

2. 固定資産の減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
日本 広島県	事業用資産	土地

当社は、原則として、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングしております。ただし、事業の用に供しない遊休資産等については個別物件単位にグルーピングしております。

上記資産については収益性が著しく低下しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（922百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,421,656株
------	------------

Ⅵ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

投資有価証券評価損	97百万円
関係会社株式評価損	212百万円
会員権の評価損及び引当金	31百万円
退職給付引当金	43百万円
未払賞与	193百万円
未払事業税	32百万円
棚卸資産評価損	35百万円
その他	385百万円
繰延税金資産小計	1,030百万円
評価性引当額	△556百万円
繰延税金資産合計	474百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,551百万円
繰延税金負債合計	△1,551百万円
繰延税金資産の純額（△は負債）	△1,077百万円

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、繰延税金資産として計上していません。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	大竹明新化学(株)	直接 84.76% 間接 15.24%	当社グループの製品原材料を製造 当社所有の土地を賃貸	製品原材料 仕入高 (注 1)	5,431	買掛金	430
				資金の借入 (注 2) 利息の支払 (注 2)	974 5	短期 借入金	969
子会社	CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai),Ltd.	間接 100.00%	当社グループの製品を 製造販売	保証債務 (注 3)	4,834	—	—
				受取保証料 (注 3)	17	—	—
子会社	CMP COATINGS, Inc.	間接 100.00%	当社グループの製品を 製造販売	保証債務 (注 3)	829	—	—
				受取保証料 (注 3)	2	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 市場価格、総原価等を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注 2) 資金の借入の取引金額は期中の平均残高を記載しております。また、利率は市場金利を勘案して決定しております。

(注 3) 銀行借入等につき、債務保証等を行ったものであり、保証料については市場の実勢を勘案して決定しております。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額 884円84銭

2. 1 株当たり当期純利益 149円79銭

IX 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

1 株当たり純資産額及び当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。